

分割責任 総論

遠藤直哉

現代の社会には、様々な危険があります。車を走らせていけば、いつ人が飛び出してくるか分かりません。横断歩道を渡る時にも、右左と見ないと車が突っ込んでくるかもしれません。また、職場で働いている時にも、特に自衛隊、警察、鉄道、航空、船舶、建築土木などでは常に危険にさらされています。危険な職場でないところでも、

パソコン画面を見続けて目を痛めるかもしれないし、上司からセクハラを受けることもあります。夫婦の生活の中でも、妻は夫の暴力、不倫に脅かされ、果ては愛人が夫を奪うなど、油断もできません。楽しいはずのレジャーでも、スキーヤーやスノーボーダーの衝突、ゴルフアーのスライスボールによる大げがなど、枚挙に暇がありません。

このような場合に、確かに、加害者は悪質だったり、不注意なひどい人間や組織と言えます。被害者が加害者を裁判で訴えれば、大体は勝つようになりました。つまり、人を危険な目に遭わせた会社、自治体、国、個人は、責任を取らされるようになったわけです。た

「原告勝訴」という喜ばせる判決の中身は、実は、金額にするとかかなり安くなつてしまっていたケースが多かったです。例えば、五〇〇〇万円を請求すると、勝訴というものの、半分の二五〇〇万円しか認められないことが続いてきました。米国では二億円請求して一億円になったという状況です。どうして、権利者とされるものが一〇〇ではなく、五〇しか認められないのでしょうか。

すなわち、本コラムでは、この不思議な現象を解明したいのです。今までの社会の話の続きというものの、現在まさに進行している最も新しい状況の話です。あるいは、将来の社会を切り開きつつある考え方です。被害者が一〇〇、加害者が〇でもない社会、例えば被害者が七〇、加害者が三〇の世界です。被害者は必ず勝利し、絶対に行けることのない社会、ただし、金額は少し減額されます。加害者は必ず負ける社会、ただし、少し減額されます。なぜ、このように考えられるのでしょうか。

結論は、被害者にも少し落ち度やミス、何らかの原因があるということです。夫が妻を殴つたとします。よく聞くと、妻が暴言を吐いて挑発したり、外泊したり、妻の側にも何らかの原因があるのです。このよう

だし、昔は勝てるとは限りませんでした。だからこそ、以前にはセクハラは裁判はありませんでした。上司が触ったり、いやらしいことを言っても、ケガをしたわけでもないのに、裁判をしても負けてしまったのです。ハンセン病についても、病氣とされた方々が裁判をしても勝てそうになかったため、訴訟にすらならなかったのです。

しかし、現代の社会では、加害者はほぼ責任を取られるようになりました。弁護士、裁判官、法律学者の努力がようやく実ってきたのです。欧米の法律を輸入してから約一三〇年という短期間で欧米の裁判制度に追いついたのは、驚異的なことです。この制度の中では、加害者は責任を取らされる者、賠償金を支払う者、義務者とされました。被害者は、賠償金を請求する者、権利者とされました。権利者は一〇〇、義務者は〇と価値が評価されました。オールオアナッシングの世界です。昔は、被害者が裁判で負けたということが、まさに一〇〇取れる人が〇と評価されたという過酷な、ひどい社会でした。訴訟はバクチでした。米国ではもつと大バクチが横行したのです。しかし、現代社会では、被害者は原則として救済されるということになったのです。ただし、ここからが重要な話ですが、

に、双方に責任がある場合がほとんどなのです。法律用語では、双方の不注意を取り上げて、請求額を減額する方法として、「過失相殺」と言います。あるいは「責任の分担」「責任の分割」とも言います。現在の社会では、あらゆる領域で適用されるべき考え方です。車を運転している時に、子供が飛び出して大怪我をしたとき、例えば運転者に五割の責任、子供に五割の責任とされることがあります。子供の賠償請求は、五割の金額に減額されます。このように理解すると、人は飛び出さないように注意するようになります。運転者も飛び出しに注意して、速度を落とすようになります。前述の夫婦の例でも、夫や妻は外泊などして疑われないようにします。その結果、事故や紛争自体が起らないようになる理想の社会が実現するのです。

過失相殺ならばよく知られていると思われるかもしれませんが、より広く「責任分担の思想」として、信義誠実の原則、寄与率の適用などにより、拡大しています。裁判例をみてもわかりにくくなっていますので、これをわかりやすく説明することにします。

(弁護士)